

第4次丹波市男女共同参画計画(原案)注釈一覧表

ページ数	注釈ナンバー	用語	意味
4 頁	1	ポジティブ・アクション	男女が、対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
〃	2	D X	デジタル・トランスフォーメーションの略称。デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。
〃	3	ポストコロナ	新型コロナウイルスが蔓延した後の世界のこと。
〃	4	SDGs	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、Sustainable Development Goals の略。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す取組。詳しくは34頁に記載。
〃	5	包摂的	inclusiveの訳。SDGsでは「誰一人取り残さない」という意味。
5 頁	6	管理職(管理的職業従事者)に占める女性の割合	出典：総務省「労働力調査（基本集計）」。
〃	7	行動計画	各企業の従業員の仕事と子育てに関する方針をまとめたもの。常時雇用する従業員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務となっている。(100人以下の企業は努力義務)
6 頁	8	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。
〃	9	マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。
〃	10	世界経済フォーラム	グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体のこと。
〃	11	ジェンダー・ギャップ指数2022	世界経済フォーラムが、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の4つの分野のデータから各国における男女平等の度合いを数値化したもの。
8 頁	12	D V (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったから振るわれる暴力（身体的な暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと。
9 頁	13	合計特殊出生率	1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。
〃	14	人口置換水準	合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる水準のこと。概ね2.1だが年によって変動がある。
10 頁	15	転出超過	一定期間における転出数が、転入数を上回っている状態のこと。
〃	16	転入超過	一定期間における転入数が、転出数を上回っている状態のこと。
11 頁	17	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
18 頁	18	ライフステージ	人間の一生における各段階のこと。幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに区分した、それぞれの時期。
26 頁	19	自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。
27 頁	20	アンコンシャス・バイアス	誰もが潜在的に持っているバイアス（偏見）のこと。
〃	21	ダイバーシティ	多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。
〃	22	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

ページ数	注釈ナンバー	用語	意味
〃	23	ダブルケア	子育てと親の介護を同時に抱えている状態のこと。
〃	24	トリプルケア	子育てと親の介護に加えて祖父母の介護や仕事などを同時に抱えている状態のこと。
〃	25	S N S	《social networking service》個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
〃	26	N P O法人	平成10年（1998）施行の「特定非営利活動促進法（NP0法）」により法人格を認証された民間非営利団体。特定非営利活動法人のこと。
42頁	27	トライやる・ウィーク	中学2年生を対象とした職場体験のこと。
〃	28	アントレプレナーシップ教育	精神的、経済的に自立した個人として、問題意識を持ち、新しいことに挑戦することで社会をよりよくしていける人材の育成を目指す教育。起業家教育ともいう。
〃	29	丹波市中高連携事業	市内3つの高等学校の代表生徒が、出身中学校の生徒を対象に地域課題を題材とした探究学習のプレゼン発表や自校の特色を紹介するなど、中高の交流を図る取組のこと。
43頁	30	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
44頁	31	兵庫県男女共同参画協定	仕事と家庭の両立に向けた環境整備、女性の能力活用、セクシュアルハラスメントの防止など、男女共同参画の職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が事業所の取組みを広くP Rするとともに、必要な情報提供等を通じて、事業所の取組みを支援するもの。
46頁	32	丹（まごころ）ワークサポートたんば	兵庫労働局と丹波市が一体的となって就労支援等を行う。市役所春日庁舎に開設している。
〃	33	Bizステーションたんば	丹波市内で起業を志す人を支援する窓口のこと。
47頁	34	市民活動支援センター	住み慣れたまちに住み続けられる暮らし、そして、地域のことは地域のみinnで取り組む「地域自治」の実現に向けて、市民が主体となった市民活動や地域づくり活動を総合的に支援するセンターのこと。
〃	35	いきいき百歳体操サポーター	地域が主体となって取り組む介護予防の「いきいき百歳体操」を支援するボランティアのこと。
〃	36	くらし応援隊	高齢者が住み慣れた地域（自宅）で安心して生活続けるために、生活の困りごとを支援する有償ボランティアのこと。
46頁	37	介護入門的研修	介護に関心を持つ未経験者に対して、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進するための研修のこと。
49頁	38	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者が住み慣れた地域で安心した生活続けられるよう相談及び支援を行う総合機関のこと。
50頁	39	デートD V	D Vのうち、婚姻関係のないカップルの間で起こる暴力のこと。
〃	40	川西こども家庭センター	児童福祉法第12条に定められている児童相談所のこと。丹波市は、川西こども家庭センター丹波分室の管轄になる。
〃	41	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子供を始めとする要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために協議を行う場のこと。
52頁	42	地域支えあい推進員	高齢者の生活支援サービスの体制整備推進を目的とし、地域における提供体制構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能等）を果たす者を生活支援コーディネーターといい、丹波市においては地域支えあい推進員の名称を用いる。
53頁	43	性的マイノリティ	「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称のこと。